# 令和6年度

介護保険サービス事業者等 集団指導



## ★令和6年度報酬改定の概要について

#### 令和6年度介護報酬改定の概要

■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

#### 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進
  - ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
  - ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
  - 医療と介護の連携の推進
    - ▶ 在宅における医療ニーズへの対応強化 ▶ 在宅における医療・介護の連携強化
    - ▶ 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
    - ▶ 高齢者施設等と医療機関の連携強化

#### 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種 連携やデータの活用等を推進
- ・ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ・ LIFEを活用した質の高い介護

#### 4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって 安心できる制度を構築
- ・ 評価の適正化・重点化
- ・ 報酬の整理・簡素化

- 看取りへの対応強化
- ・ 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

#### 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、 処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取 組を推進
- ・ 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

#### 5. その他

- 「書面掲示」規制の見直し
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- ・ 基準費用額 (居住費) の見直し
- 地域区分

## 令和6年度 報酬改定の項目(一部)

- 1 人員配置基準における両立支援への配慮
- 2「書面掲示」規制の見直し
- 3 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- 4 高齢者虐待防止の推進
- 5 身体的拘束等の適正化の推進
- 6 協力医療機関との連携体制の構築

## 1 人員配置基準における両立支援への配慮

#### 3. (2) ⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

#### 概要

#### 【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、 各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
  - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
  - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間 勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。 【通知改正】

#### 基準・算定要件等

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度
「常勤」 (※) の取扱い: 週30時間以上の勤務で常勤扱い	0	0	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い: 週30時間以上の勤務で常動換算での 計算上も1(常勤)と扱うことを認める	0	0	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本) 勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

## 2 「書面掲示」規制の見直し

## 概要

【全サービス】

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を 求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代 替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護 サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム 上)に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

(※令和7年度から義務付け)

## 3 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入①

### 概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務 継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策 定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

### 単位数

<現行> なし <改定後>

業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス

その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算(新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

## 3 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入②

### 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
  - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し 支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表 システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、 県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所につ いても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

## 業務継続計画に記載が必要な項目

### ① 感染症に係る業務継続計画

- ▶ 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保 等)
- ▶ 初動対応
- ▶ 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、感染の疑いがある者への対応、関係者との情報共有等)

### ② 災害に係る業務継続計画

- ▶ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ▶ 他施設及び地域との連携

## 4. 高齢者虐待防止の推進①

#### 概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都 道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業に よる相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者 虐待防止に向けた施策の充実を図る。

#### 単位数

<現行>

<改定後>

なし

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

## 4. 高齢者虐待防止の推進②

## 算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 (新設)
  - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 5.身体的拘束等の適正化の推進①(短期入所系サービス及び多機能系サービス)

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化の ための措置を義務付ける。

また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

### 【措置の内容】

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。 11

### 5.身体的拘束等の適正化の推進②

(訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援)

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅 介護支援について

### 【措置の内容】

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

### \* (基本報酬の減算の規定はなし)

### 5.身体的拘束等の適正化の推進③

### (注意点)

- ・緊急やむを得ないときとは、**一時的に発生する突発事態**のみ
- 3 原則
- ①切迫性

本人の日常生活等に与える影響を勘案してもなお、身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人の等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性

身体拘束、その他の行動制限を行う以外に他に代替方法が存在しないこと

③一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

### 5.身体的拘束等の適正化の推進④(身体拘束の記録について)

### (記録に必要な内容)

- ・緊急やむを得ない理由
- ・身体的拘束の内容
- ・身体的拘束の目的
- ・身体的拘束の時間帯
- ・身体的拘束を始めた日
- ・身体的拘束を終了した日など

### 6 協力医療機関との連携体制の構築①

### 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設の場合】

- 1 利用者の病状の急変等に備えるため、以下の要件を満たす協力医療機関(③については病院に限る。)を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)<mark>経過措置期間3年</mark>
- 2 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。
- \*なお、協力医療機関は、施設から近距離に所在する医療機関とすることが望ましい。

### 6 協力医療機関との連携体制の構築②

### 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設の場合】

- ・協力医療機関の要件とは・・・
- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- ③については、病院に限る

### 6 協力医療機関との連携体制の構築③

### 【特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の場合】

- 1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、以下の要件を満たす協力医療機関を定めておく必要があります。
- ① 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ② グループホーム・特定施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 2 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。
- \*なお、協力医療機関は、施設から近距離に所在する医療機関とすることが望ましい。

### 6 協力医療機関との連携体制の構築④

【サービス共通】

一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認してください。 また、協力医療機関の名称等を、高槻市長に届け出る必要があります。

※協力医療機関の届出の時期、方法については別途市から通知します。